



令和４年１２月１３日
財務省北陸財務局

第７８回国有財産北陸地方審議会の開催結果について

本日、北陸財務局長から諮問を受けて、「国有財産北陸地方審議会」が開催され、審議の結果、下記の諮問事項については、諮問のとおり処理することを適当と認める答申がなされました。

記

○ 諮問事項

福井県福井市田原下町に所在する国有地の処理について

１ 利用方針の策定について

所在地	区分	数量 (㎡)	利用方針	処理方針
福井県福井市田原下町９字４４番３	土地	2,099.19	【導入すべき施設】 ➤ 賃貸住宅 ➤ 社会福祉施設 【その他導入が望ましい機能】 ➤ 地域交流拠点機能	二段階一般競争入札で処理

２ 本財産を二段階一般競争入札に付すことについて

【処理方針等】

- ① 処理区分 時価貸付（一般定期借地、借地期間 50 年以上）
- ② 会計区分 一般会計
- ③ 処理方針 二段階一般競争入札
- ④ 契約の根拠 会計法第 29 条の 3 第 1 項

３ 二段階一般競争入札における審査委員の選任について

- (1) 選任数 ４名
- (2) 審査委員
審査委員を特定することが可能な氏名等の情報につき非公開
- (3) 審査委員の業務
入札案内書の案の確認、企画提案書の審査など

【本件に関するお問合せ先】

財務省 北陸財務局
管財部 管財総括第一課 辻、船木
電話 076-292-7870

(参考)

本財産は、平成２８年６月に用途を廃止し、引き受けた宿舎跡地であり、令和元年１２月に開催された第７６回国有財産北陸地方審議会において留保財産（※１）に選定されました。

留保財産につきましては、地域・社会のニーズを踏まえ、利用方針を策定し、定期借地権による貸付を行うこととしております。

本財産については、地域ニーズの把握に関する意見交換や、サウンディング調査結果等を踏まえ、今般、利用方針を策定しました。今後については、利用方針で定めた導入すべき施設、その他導入が望ましい機能を基本として福井市と協議を行い、具体的な開発条件等を定めた上で、民間提案を活かす仕組みである二段階一般競争入札（※２）を実施し、令和６年度に落札者と定期借地契約の締結を予定しております。

（※１）「留保財産」とは、地域にとって有用性が高く希少な国有地について、将来世代におけるニーズへの対応のため、国が所有権を留保しつつ地域・社会のニーズを踏まえ、定期借地権による貸付で活用を図る財産

（※２）「二段階一般競争入札」とは、開発条件等を予め設定し、入札参加者から土地利用に関する企画提案書の提出を受けて、国が設置する審査委員会において開発条件等との適合性等を審査した後、審査通過者による価格競争で落札者を決定する方法

(参 考)

国有財産地方審議会は、財務局長の諮問に応じて国有財産の管理及び処分について調査審議し、これに関し財務局長に意見を述べるができることとされており、財務局長の諮問機関として設置されております。(国有財産法第九条の二、三、四)

国有財産北陸地方審議会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	役 職
秋 山 眞一郎	(一財)日本不動産研究所 金沢支所長
庵 栄 伸	(株)北陸銀行 代表取締役会長
金 井 豊	北陸電力(株) 代表取締役会長
川 崎 寧 史	金沢工業大学 建築学部建築学科教授
後 藤 ひろみ	ふくい女性起業家交流会 ふくむすび会顧問
高 橋 ゆかり	富山国際大学 現代社会学部教授
高 松 喜与志	高松機械工業(株) 代表取締役会長
高 見 俊 也	(株)北國新聞社 論説委員長
富久尾 佳 枝	金沢セメント商事(株) 代表取締役会長
松 田 光 代	弁護士・弁理士
三 寺 潤	福井工業大学 環境情報学部デザイン学科教授
南 眞 次	社会福祉法人 福寿会 理事長

※ 国有財産法（抜粋）（昭和二十三年六月三十日法律第七十三号）

(国有財産地方審議会)

第九条の二 財務局ごとに、国有財産地方審議会（以下「地方審議会」という。）を置く。

第九条の三 地方審議会は、財務局長の諮問に応じて国有財産の管理及び処分について調査審議し、並びにこれに関し財務局長に意見を述べるができる。

2 地方審議会は、前項に規定するもののほか、第二十八条の二第二項、第二十八条の四及び第三十一条の四第三項の規定により諮問される事項を調査審議する。

第九条の四 前条に定めるもののほか、地方審議会の組織及び委員その他の職員その他地方審議会に関し必要な事項については、政令で定める。